

日本語の指定文と倒置指定文に関する考察 — 指定文の拡張 —

尹禍晟*

權勝林**

- I.はじめに
- II. 指定文の拡張
- III. 「指定文」と「選択指定」
- IV. おわりに

I.はじめに

1. 本稿の目的

日本語の主題表示形式である助詞「は」についての研究の中には三上(1972)によって提示された「措定」と「指定」という概念について考察しているものがある。三上(1972)から「指定」を発展させている上林(1988)は、「AがB」文と「BはA」文¹⁾が同じ意味を表しているとして「指定文」と「倒置指定文」という対応関係を主張した。

* 慶熙대학교 대학원 일어일문학과 석사과정 수료

** 慶熙대학교 일어일문학과

1) 本稿は、名詞文の「AがBだ」文の他に、形容詞文と動詞文をも対象とするため、以下では「AがB」文で示す。「BはAだ」文も、同じく、「BはA」文で示す。

本稿の主な目的は、従来の指定文の研究が名詞述語文の「AがB」文だけを対象にしていたことに対し、形容詞文と動詞文にも指定を表すと思われる例があることを証明することにある。その為、まずは「AがB」文を指定文として捉えることを許すのは文の形式ではなく、文脈の働きによって獲得された意味であることを再確認する。また、「AがB」文は必ずしも「指定」の意味を表すわけではない。場合によっては、「は」文に限られると思われていた「措定」の意味さえも表す可能性がある。こういった事実から、「AがB」文は一文だけでは中立的な意味を表す文であると思われる。

本稿と同様の見解を有する研究には尾上(1973)がある。尾上(1973)は、「ガ・単文基本型」が何らかの問いの答えを要求されるような位置に表れた際に「選択指定」の用法を果たすと述べている。さらに、「選択指定」の用法が名詞述語文に限られるわけではないことを明示している。本稿では、形容詞文と動詞文も指定文として解釈される可能性があることを検証し、形容詞文と動詞文も名詞文と同じく、倒置指定文が成立するか確認する。

2. 先行研究

本稿は「措定」と「指定」の中でも特に「指定」に注目して考察することを目的とするものである。本題に入る前に三つの先行研究から「指定」と「指定文」、それから「倒置指定文」というものを確認していきたいと思う。それでは、以下の例をみて頂きたい。

- (1) a. 君が主役だ。
b. 主役は君だ。
- (2) a. 北村が作家です。
b. 作家は北村です。

今は仮に、(1)(2)の(a)を「AがB」文、(b)を「BはA」文と呼んでおく。三上(1972)、上林(1988)、西山(2003)、野田(1996)など多くの研究者は(1)や(2)のaとbのような

「AがB」文と「BはA」文は同義の文であると考えている。では、(a)と(b)の文が同じ意味を表しているとする先行研究について紹介する。

これらの文について三上(1972:133-144)²⁾は「指定」を表すとしている。その詳細については後述するが、(2)に限って言えば、この文が「北村」という対象(人物)の職業として「作家」であると説明しているわけではないという点が重要である(こう行言った文は、三上(1972)はの「措定」³⁾を表すとしている)。

「措定」は、「北村」という指示対象を説明するために、その職業が「作家」であることを意味するものである。しかし、(2)のaは単に「北村」という表現が表す対象が「作家」という表現が表すものである(同じ対象である)ことを言っているだけの文である。このような解釈を「指定」というのである。そう言った意味から、コンピュータ文の「AがB」を「指定文」、また、(2a)と(2b)が同義であることから、「BはA」文を「倒置指定文」とする考えがある。⁴⁾しかし、「指定文」と「倒置指定文」というものの定義は、それほどはっきりしていないと思われる部分がある。

従来の研究は、分析の対象が名詞文に限られている。初めて「指定」と「措定」を提示した三上(1972)において、「指定」は必ずしも名詞文に限られるものではなかったと思われる。しかし、後の研究では、分析の利便さ故に対象を名詞文に限ってしまっている。必然的に研究の成果も範囲が限られているように思われる。また、「指定文」に「指定」の意味があり、「指定文」と「倒置指定文」には文法的な関係があるとみられているが、それは動詞文や形容詞文から目をそらしたことによって産まれてしまった誤算であったようにも思われる。「指定文」を正しく分析するためには、対象を名詞文だけでなく、形容詞文と動詞文も分析の対象に入れる必要があることを述べる。

2) 三上章(1972)、『現代語法序説—シンタクスの試み』、くろしお出版。(1953年の『現代語法序説—シンタクスの試み—』に付録を入れ発行したものであるが、本稿ではその付録にも触れているので敢えて1972年のものを参考にしている。)

3) 措定文を『日本語百科大事典』(1988、大修館書店)は以下のように定義している。

“対象をコンピュータ文に限定すると、「ハ」と「ガ」に関しては次のようなことが言える。

(1) AハBダ [措定文]

「A」という表現で指示される指示対象についていえば、それは「B」という性質をもっている。”

4) 上林(1984、1988)は三上(1953)を踏襲し、指定文と倒置指定文の概念を提案。それから西山佑司は同様の観点から1988年の論文や2003年の本などで「倒置指定文」について研究している。

「指定(文)」とは何かについて先行研究をもって確認しておきたい。三上(1972:133-144)⁵⁾は、「措定」としての名詞文「AはBだ」があり、その内容を「包摂判断」であると言っている。また、「措定」と文法的に無関係な「AがB」文があって、これが「指定」を表すと言っている。

(3) 三上(1972)の名詞文の区別

- 一、私ハ幹事デス。(内容に立ち入る措定、包摂判断)
- 二、私ガ幹事デス。(内容に立ち入らぬ identification)
- 三、幹事ハ私デス。(指定、述語は有格)

三上(1972)は二と三に対しては、以下の説明を加えている。

これは解説でもなく、従って包摂判断でもなく、単なるidentificationにすぎない。概念の内容に立入って何かを教えるのではなく、ただ違った外形を持っている二つの単語間の一致を認定するだけのものである。

上記の二と三が同じ意味を表すというのが三上の説明である。三上(1972)によれば、二の「私が幹事です」のような文が原文であることになる。三上(1972)は、「この犬が吠えた」などの動詞文に由来する「昨日吠えたのはこの犬だ」などの文も含めて指定を説明している。これは(上林(1988)以後の研究の用語を用いて言えば)、動詞文を原文とする「倒置指定文」を認めているわけである。

三上(1972)では「措定」と「指定」についてのはっきりした規定が見当たらない。三上(1972)は「AがB」文と「BはA」文の区別についても説明をしていない。それでも、「措定」と「指定」の区別を立てたことは大きな発見であったと言える。

上林(1988:71)は、三上(1972)の「指定」を発展させ、「倒置指定文」という概

5) 三上章(1972)、『現代語法序説—シンタクスの試み』、くろしお出版。(1953年の『現代語法序説—シンタクスの試み—』に付録を入れ発行したものであるが、本稿ではその付録にも触れているので敢えて1972年のものを参考にしている。)

念を立てている。三上(1972)にならって、指定の文の基本型を「私が社長だ」のような形の文であるとし、「AがB」を「指定文」、それと同義である「BはA」を「倒置指定文」と呼んでいる。⁶⁾

(4) 私が社長です。

(5) 社長は私です。

上林(1988)は、指定の意味を「AがB」文において、「「B」という表現で指示される指示対象、あるいは“B”という性質を持つものをさがせば、それは「A」という表現の指示対象である」と定義している。そして「指定文」の意味構造を「指示名詞句が指示名詞句(または叙述名詞句)だ」であり、「倒置指定文」の意味構造は「指示名詞句(または叙述名詞句)は指示名詞句だ」と説明している。⁷⁾

(6) 私は社長です。

(7) ?社長が私です。⁸⁾

上林(1988)の考えにおいて重要な点は、(4)と(5)の文は同義であるのに対して、(6)と(7)は同義の文ではないということである。(4)と(5)こそが「指定文」と「倒置指定文」であり、(6)は「指定文」である。((7)は普通の文ではないことになる)⁹⁾

上林(1988)は、基本的にコピュラ文を対象として限定した考察である。これは、「は」と「が」を効率よく考察するために限定したのであり(上林(1988:60))、「指定」の意味が必然的にコピュラ文に限られるものであるわけではない。また、1例だけではあるものの、上林(1988:65)は「太郎がかしこい」という形容詞文を指定の例としてあげている。しかし、これについて説明していない。

6) 上林(1988:63)を参照。ちなみに、上林(1988)では、三上(1972)に反対して、動詞文からの倒置指定文の派生を認めていない。

7) 上林(1988)の例(78)を参照。

8) (5)~(8)は、上林(1988:59-62)の例(10)から(13)のものと同じである。

9) 上林(1988:59)を参照。

西山(2003)は、「指定文」と「倒置指定文」に対する研究のなかでも核心的なものである。10) 次に西山(2003:75)の「倒置指定文」の例をあげておく。

- (8) a. 洋子の指導教授はあのひとだ。
- b. 祖母の好物はおはぎだ。
- c. 夫の欠点は、すぐかっとなることだ。 (西山(2003)、例(32))

これらの文を西山(2003)は、「倒置指定文は「誰が／何が／どれが…であるか」という疑問とそれに対する答えを単一文のなかで実現している構文である。」と述べている。11)また、他にも「倒置指定文」の特徴を、意味を変えずに「AがB」の形に変えられる、倒置指定文は疑問と答えが単一の文になっている構文であるなどを述べている。上林(1988)が動詞文を基にした「倒置指定文」を認めていないことと同じく、「この問題を解いたのは太郎だ」のように、倒置指定文の中には対応する「指定のコピュラ文」を持たないものもあると西山(2003)は述べている。どちらの研究も動詞文の指定文を認めていないのである。

論を進めるためには、「倒置指定文」の意味構造を確認しておく必要があると思われる。西山(2003)に従えば、(11c)は以下のように説明される。

- (9) 夫の欠点は、すぐかっとなることだ。
 = 「Xが夫の欠点である」 → 「X=すぐかっとなること」

そして、これを「指定文」に戻すと、(13)のようになる。

- (10) すぐかっとなることが夫の欠点だ。

10) 「倒置指定文」を始めに主張したのは上林(1984, 1988)であるが西山(2003)の方が「倒置指定文」についてより深く考察していると思われるので本稿ではこのような書き方をしている。

11) 西山(2009:353)

西山(2003)において倒置指定文をその他の文と区別させる最も確定的な要因は、「BはA」の主語名詞句であるBが「問い」を含んでいるという点である。¹²⁾しかし、ここでも上林(1988)と同じく、その分析の対象は名詞文に限定されている。上記の通り、西山(2003)は動詞文からの「倒置指定文」を認めていないが¹³⁾、動詞文によって「指定」を表すことができるとすれば、西山(2003)の考えの妥当性に幾分か疑問が生じる。¹⁴⁾

II. 指定文の拡張

以上の先行研究を踏まえた上で、名詞文の「AがB」文の他にも、形容詞文と動詞文が指定を表すと例があるかを調べてみた。また、全ての「AがB」文が「指定」の意味を表すわけではなく、「AがB」であっても「措定」の意味を表すと思われる場合があることを述べる。以下、名詞文から、形容詞文、動詞文の順で論じていくことにしたい。

1. 名詞文の場合

1) 名詞文の指定文

先行研究のところで述べた通り、上林(1988)や西山(2003)が考察の対象としている

-
- 12) このような名詞句を西山(2003:76)は「変項名詞句」と呼んでいる。簡単に言えば、「Xが夫の欠点だ」のような命題関数を「変項名詞句」が表示していて、その値を述語で指定しているということになる。
- 13) 西山(2003:135-138)において、分裂文として分析を試みているが、単に動詞文が名詞述語の「AがBだ」とは対応しないという結論にとどまっている。
- 14) そもそも、上林(1988)や西山(2003)が考察の対象としている名詞文の「指定文」は、実際の使用例が極端に少ない。調べたところ、一冊の小説(『二十四の瞳』、壺井栄作。全文で約11万8千字)において、単文の「名詞が名詞だ」のような文例は一例(「いつも歌がもとだった。」、『二十四の瞳』、壺井栄)しかない。上林(1988)や西山(2003)も同様の事実と直面していたはずである。

のは、名詞述語文のコピュラ文である。しかし、実際に、「AがB」文の名詞述語文はその例が極端に少ない。一冊の小説(『二十四の瞳』、壺井栄作。全文で約11万8千字)を対象に試した結果、単文の「名詞が名詞だ」のような文例は下記の一例しかなかった。

- (11) 無断で応じた地方新聞のコンクールに一等入選し、それが新聞に出たときが家出のはじめだった。そのたびにさがしだされ、つれもどされては、また出る。いつも歌がもとだった。歌をうたいたい歌のじょうずなむすめが、なぜ歌をうたってはいけないのだろう。 (二)

(11)の下線の「歌がもとだった」は、歌が前後の文脈にある事件の原因であると説明している文である。即ち、「Xがもと(原因)である」を満たすXが歌だと言っていると解釈することができる。この文を倒置指定文に変えれば、「また出る。いつももとは歌だった。歌をうたいたい歌のじょうずなむすめが、」のようになるだろう。(11)と同義とみて問題ないように思われる。また、以下のような例もある。

- (12) 事態が生じたとすれば、「意志」はためらいなく七瀬を抹殺するであろう。それを勘違いして、「意志」が自分の味方であるように思いこんだりすればきつとひどい目にあう、七瀬はそう自戒した。 (エ)

(12)の例は単文ではないが、「意志が自分の見方である」を「AがB」名詞文の一種と見なすことができるかも知れない。

2) 「AがB」文の中立的な意味

今までの考察の前提となっていたのは、「AがB」の名詞述語文が指定を表すということであった。本当に、「AがB」の名詞述語文は、必ず「指定文」になるのだろうか。

- (13) a. 選手が参加したサイン会でスアレスは子どもにこう言われた。
「ルイス・スアレスがベストプレーヤーだ」すると本人は「僕はベストではない」と否定。 (フ)

- b. 続けて、驚いた子供に「誰がベストか、君は知っているだろう?」と問いかけると、子供は「メッシ」と答えた。そして、スアレスは笑顔をさらに大きくし、「そうだ」とうなずいた。(7)
- c. 子供の質問にも、記者の問いかけでも「メッシが世界最高の選手」とルス・スアレスの答えは同じだった。(7)

(13)のaからcは全て同じ記事からの抜粋である。aの「ルイス・スアレスがベストプレーヤーだ」は、「AがB」文であることから「指定文」として読むべきであろう。しかし、実は、aには「措定文」と「指定文」の両方の解釈が存在する。

aが、ルイス・スアレスについて、世界で最もサッカーが上手だ、という説明をしているとすれば、それは措定の意味になる。「ベスト・プレーヤーだ」という述語の意味から、この文がスアレスについて、世界で最もサッカーが上手いことを述べる文である可能性を完全に否定することは難しい。以下のように、形容詞述語文や、名詞文の措定文と入れ替えることも可能である。

- (14) 「スアレスが世界一サッカーが上手い／スアレスは世界一の選手だ」すると本人は「僕はベストではない」と否定。

もちろん、(13a)は、指定文としても読める。最もはっきり指定文であると分かる場合は、以下のようなものである。先日、何らかの大会においてベスト・プレーヤー1人を選ぶ投票があり、そこで選ばれたのがルイス・スアレスであったとしよう。その事実を知っていて「ベスト・プレーヤー」と表現しているとすれば、「指定文」と読んだ方が自然である。つまり、「Xが何かの大会のベスト・プレーヤーにである。X=スアレス」という意味構造をしているのである。しかし、このような指定の解釈は文脈において「ベスト・プレーヤー」に関する追加情報や説明がないと簡単に思い浮かぶものではない。このインタビューでは、全文において「ベスト・プレーヤー」について補足する内容はなく、単に世界で最もサッカーの上手い選手だという、述語の語彙的な意味で捉えた方が自然であろう。

「世界で最もサッカーの上手い選手」という意味においても、指定の解釈は成立するであろうか。結論から言えば、何の問題もなく成立することになる。「Xが世界で最もサッカーの上手い選手である。X=ルイス・スアレス」という論理構造を想定すれば、指定の解釈は自然になる。しかし、このような指定文は、意味的に、(14)と区別できなくなる。以下、aからcの意味の違いはあるのだろうか。

- (15) a. スアレスが世界で最もサッカーの上手い選手だ。
 b. スアレスが世界一サッカーが上手い。
 c. スアレスは世界一の選手だ

このような曖昧さは、(15a)において、「ベスト・プレーヤー」が誰であるか、また、何を意味するかと問う文脈がないことから生れる。文脈が、(13a)を措定文として読める可能性を許しているのである。

(13)の他の文をみてみよう。(13a)は措定と指定のどちらにも限定することができないと言った方が正しい。しかし、(13b)の後に来ている(13c)の「メッシが世界最高の選手」という文は「措定文」の解釈を許さない。(13a)を、「ルイス・スアレスは世界最高の選手だ」(措定文)と「世界最高の選手はルイス・スアレスだ」¹⁵⁾(倒置指定文)のどちらに入れ変えても問題はないが、(13c)を「メッシは世界最高の選手」と入れ替えることはできない。その理由として考えられるのは、(13b)にある、「誰がベストか」という問いである。この問いが答えとして「指定文」を求めているのである。

砂川(2005)は、「AがB」文が「措定文」と思われる例を示して。まとめて以下に載せる。

- (16) a. 信号が赤だよ。
 b. 食堂が休みだ。
 c. お前の家が火事だぞ。

15) 「世界最高の選手」に変えたのは、「ベスト・プレーヤー」が持っている「何らかの大会で一番に選ばれた選手」という意味を除外するため。

- d. その男が大酒のみだ。 (砂川(2005:94-97))

(16b)について言えば、この文が食堂の営業状態を言っているのであることから指定ではなく、措定の意味を表すと解釈した方が自然である。以下のような会話が合った場合、「食堂が休みだ」という文が何かを指定してと考えることはできない。

- (17) A: 今日会議室が使えないんだけど、会議はどうする?
B: まだ、決めてないよ。まあ、下の食堂でも借りるか。
A: あ、食堂が休みだよ。 (作例)

また、以下のような例もある。

- (18) なにしろ昭和三年である。普通選挙がおこなわれても、それをよそごとに思っているへんびな村のことである。その自転車があたりしく光っていたから、その黒い手ぬいのスーツにあかがついていなかったから、その白いブラウスがまっ白であったから、岬の村の人にはひどくぜいたくに見え、おてんばに見え、よりつきがたい女に見えたのであろう。 (二)
- (19) <第1回: シーン10・薮沢家・居間(朝)>
景気よくひらりと小次郎が帰ってくる。
ひらり: どなたさんもおはようさんッ。
小次郎: オオ、パンが いい匂いだ。 (ひ)

(19)において、「いい匂い」であるという表現がパンについての説明であると考えられることはできても、これが「いい匂い」であるものがパンだと言っていると考えることはできないだろう。名詞述語文ではないが、以下のような例は比較的よく見つかる。

- (20) だが、やはり、じっとそそがれるオゴスの視線を感じ、キアスはいった。
「はい。なにも。」 「髪が赤い。アギオンの血がまじっているのは確かだな。
(竜)

(20)の「髪が赤い」を倒置指定文の「赤いのは髪だ」に言い換えると不自然になる。この文が指定文でないためである。以上のことから、「AがB」文は、必ず指定文になることはない、と言うより、「指定」も「措定」も表すことがあると言えるだろう。これは「指定文」が極めて文脈に依存している部分が多い文である、つまりは、中立的な文であることが原因であるように思われる。

3) 指定の文脈

まずは、上林(1988)が提示している「指定文」の例を文脈との関係という観点から再考してみたい。(1)を再掲する。

(21) (=1)

- a. 社長は私です。
- b. 私が社長です。

(21a)は、普通の文ではないと思われる。この文は、例えば「動物は猫です」と同じように、「何は何だ」という構造をしている文である。この二つの文において、主語である「動物」と「社長」は何を表すのだろうか。一見、「動物は猫です」という文だけが、不自然で意味の通らない文と思われるかも知れない。しかし、いきなり、誰かが社長は私だと言ったところで、聞き手はその意味を理解することができないだろう。それはどちらの文も主語が示している対象を確定できないからである。ただ、「社長」の方が「動物」より幾分か特殊な定義をもっているので、特定の会社の社長を指していると推測することが簡単であるため、その不自然さが際立たないだけである。16) しかし、「特定の会社の社長」も、「夏目漱石の小説の題目にある動物」も論理的にはそう遠くないところに位置しているはずである。

聞き手は「私」と「猫」を、多くある人間の中で話し手自身、多くある対象の中で

16) この点は述語との意味関係も考慮に入れるべきであると思われる。

- ① 社長は猫です。
- ② マスコットは猫です。

今、目の前にある「あの猫」、と言うように対象を限定できて始めて、文の意味を理解することができる。¹⁷⁾ 実際、(21a)は以下にあるように、何らかの問い、或いは、「会社」というものに対する十分な情報が与えられなければ普通は言えない。

(22) A: この社長に用があつて来たけど、社長はどなたでしょうか?

B: はい、社長は私です/私が社長です。 (作例)

(23) 向うには大きなビルがある。そのビルの二階から五階を小さなIT企

業が借りている。社員全員が皆30代以下といういかにもベンチャーな会社である。

その社長は山田太郎である/山田太郎がその社長である。 (作例)

つまり「社長は私です」は、(23)の例に「その社長」とあるように、実際は「(あなたの言うこの会社の)社長は私です」と言っているのである。このように、名詞文の指定文と言われる文タイプは、文脈によって指定を表すのであって、その文が何かを探しだし、指定することを目的とする文ではないことが分かる。

2. 形容詞文の場合

従来の指定文の分析において、形容詞文は考察の対象外であったが、形容詞文も「指定」を表すことができると思われる。¹⁸⁾

(24) (美術館である画家の絵画を見ながら二人が話をしている)

A: この絵は色の使い方に特徴があります。特に赤色の使い方がすばらしい。

B: 赤なんてどこに使われているの? あ、目が赤い。

C: そうです。赤色はこの画家の絵には普段使われないんですが…。(作例)

尾上(1972)は、日本語に「ガ・単文基本型」と「ハ・単文基本型」があつて、前

17) この事実から「AがB」文に指示詞が現れる例が多いのだろう。

18) ただし、上林(1988)において形容詞文を指定文の例に一例だけ含めている。しかし、これに対する説明は見当たらない。

者の数が相対的に少ないことを指摘している。しかし、上記のような会話を想像することは難しくない。(24)のBの台詞の下線部は形容詞文であるが、前述した上林(1988)による「「B」という表現で指示される指示対象、あるいは「B」という性質を持つものをさがせば、それは「A」という表現の指示対象である。」という「指定文」の定義から、はずれているとは思えない。この例においての「目が赤い」は「指定文」として解釈する方が自然である。少し違和感があるかも知れないが、「目が真っ赤(だ)」と言ったとすれば名詞文に言い換えることもできる。それでも文の意味は変わらない。しかし、「目が赤い」の代わりに「目は赤い」という措定文を入れることはできない。それは、Aの質問によって何らかの指定が求められているためである。逆に、「赤いのは目だ」と倒置指定文に言い換えても意味は変わらない。措定文である「目は赤い」と言い替えることだけができないのである。

(25) B : 赤なんてどこに使われているの? あ、*目は赤い。(作例)

また、以下のような例もある。

(26) わたしは叔母の肩に腕を回した。彼女は顔を上げた。目が赤い。小さな、いたいたな女の子がそこにいた。わたしは叔母を抱きしめた。(ビ)

(26)は、語り手が、目の前にある叔母のことを描写している文である。(24)が、何らかの対象を探し出して答えていることに体して、(26)の語り手は「赤いもの」などは探していない。また、(24)の例と違って、(26)は「目」についての説明とも解釈できる点から、措定として考えることも可能である。

(27) A : あんた、何、その顔? 泣いたの?

B : いや、何でもないよ。疲れているだけ。

A : 嘘おっしやい、目が真っ赤よ。(作例)

(27)の形容詞文も(24)と同じく指定の解釈が自然である。(27)の場合、(24)の「赤なんどこに使われているの?」のようにはっきりと指定を求められているわけではないものの、Bの言葉に対し、Aが泣いた証拠が赤くなっている目であると述べていることから、この文が指定の意味を表していると言える。¹⁹⁾

- (28) a. 花子が美人だ。
- b. 花子が美しい。

例(28a)と(28b)は、ほぼ同じ意味を表している。(28a)が指定文として読めることは言うまでもないが、(28b)も、「誰が美しい?」と聞かれた場合の答えとしては指定文として解釈されるだろう。

- (29) 僕のクラスには色んな人がいる。足の早いA君。家がお金持ちであるB君。賢い人は誰がいたかな。 そうだ、D君が賢い。 D君はいつも数学で満点を取るので、数学の苦手な僕は彼が羨ましい。 (作例)
- (30) さて日本のいいところとは? 折々の表情豊かな四季があり、富士山をはじめ自然が美しい。 雪も降るし、亜熱帯もある。海に囲まれていて…(一)

上記の(29)と(30)の二例の下線部は、どれも「指定文」として解釈することが可能である。どちらの例も「賢い人は誰か」「日本のいいところは何か」という問いに対する先行文なので、指定文の解釈が自然である。(29)の下線文は、D君について述べることを目的とするのではなく、クラスの構成員の中で賢い人を探せばD君がであると述べている。同じく、(30)も日本の自然が美しいことより、日本のいいところが自然であることを述べている。こう言った意味では「自然が美しい」を「自然がいい」と言い換えてもいい。「目が赤い」を含め、(29)と(30)の例も、文脈が限定されなければ「指定文」として解釈す

19) 但し、このように指定を要求する文脈がはっきり表れていない場合、そのままでは、倒置指定文を作れない。この点から考えれば、(28)の例においては、まだ、措定の解釈が成立するの余地があるのかもしれない。実際、この例を、目についての説明と考えることも出来る。

ることも可能なはずである。20) 要するに、形容詞文である「AがB」文も、答えや対象を探すことを要求される文脈の中におかれた場合、その文型に関係なく指定の意味を表すのである。

述語の品詞が何であるかという事実が、当該の文を指定文として解釈することを妨げるものではないことが分かる。以下のように、形容詞文と名詞文に言い換えても、同じような文脈に置かれた場合には、指定文の解釈が妨げられることはない。また、形容詞文を倒置指定文の形に変えることも、また、可能である。21)

- (31) a. 頭の良い人は誰がいたかな。そうだ、太郎が頭が良い／太郎が頭のいい人だ／頭のいいのは太郎だ。
 b. 目が赤い／目が赤だ／赤いのは目だ。
 c. さて日本の美しいところは？自然が美しい／美しいのは自然だ。

(31)の例において、少し特別な場合も存在する。(29)の「賢い人」という表現が、「昨日、話した賢い人のこと、覚えているか？太郎君がその賢い人だよ」とでも言っているような状況である。先行する文脈において何らかの対象を特定させた場合に限られるのである。

このように、「AがB」文の「指定」の意味は文脈に極めて依存するものである。それなりの文脈さえあれば一見措定文のように見える文も指定文として解釈することができる。しかし、当該の文を「指定文」と解釈したところで、その文が表す事態が意味的に措定文と解釈される場合の各文と別のものになるわけではない。特殊な場合の指定文において、意味が変わる例もある。

上林(1988)は、「指定文」の例として「太郎がかしこい」という文をあげている。「AがB」文は基本的に指定も措定も表すことができる。「AがB」文が指定文である

20) もちろん、眼前描写や現象文として読むことも可能な例もあると思われる。しかし、措定と眼前描写のどちらであるかを区別する必要はなく、「AがB」文がそもそも、文脈によって指定と措定、また眼前描写(現象文)のどの文としても解釈することが可能であるという事実の方が重要である。

21) 便宜上、文は少し変えてあるが、意味の違いはないと思われる。ただし、(40c)は「美しい」に対応する名詞表現がない。

と読む場合、Bは文脈や状況によって特定の対象を指示するための情報として解釈される。必要な情報は文脈から補われ、Aがそれに見合う対象を表していると解釈されるのである。この点、指定文の解釈とBが名詞であることに何らかの必然や制約はなく、形容詞であっても指定と解釈することは可能なのである。もちろん、これは動詞文においても同じであるはずである。

3. 動詞文の場合

1) 指定文として解釈される動詞文

形容詞文と同じく、動詞文も特定の文脈の中に置かれれば、指定文として解釈されることがある。以下のような会話の中では、動詞文も指定文として解釈される。

(32) A : 先生のところには誰が行く?

B : 斎藤さんが行く。 (作例)

(32)のような場合も「行くのは斎藤さんだ」とも言える。本稿は、このような分裂文も倒置指定文の一種と考える。そもそも「私が社長だ」という名詞文と上記の「斎藤さんが行く」の間に指定文としての役割に違いはないだろう。(32)において、Bは、先生のところに行く人を探し、斎藤さんがそうであることを述べているのである。ただ、動詞文は、述語が主語の性質や属性を表すことが難しく、名詞文と形容詞文のように措定の解釈を許すことは、すくないはずである。「斎藤さんが行く」を「斎藤さんは行く」に言い換えても、措定としては、まず、解釈されない。こういった場合、対比の「は」と解釈されることが普通で、文の意味が変わってしまう。指定という意味からは、ずいぶん離れてしまうのである。

(33) これを見て、いつも変わらず儉約家のローズは言った。

「テディ、これ全部、誰が払うの？」

「心配しないでいいよ、僕が払うから」

とテディは笑った。

(監)

上記の例から「～から」を取って「僕が払う」と言ったとしても差し支えないだろう。「～から」は、この文が心配しなくていい理由を述べていることを表しているだけで、払う人が誰であるかという指定の文脈とは関係がない。上の例(33)も、(32)と同じく、問いが先行している。また、下線の文を「払うのは僕だ(から)」と言い換えることはできるが、「僕は払う」と言ってしまうと自然ではなくなる。22)（「僕は払うから」と言うと、もっと、不自然である。）

- (34) 「じゃあ誰が住んでたの？ 知らないでしょ？」
 「市長さ！そこには今の市長が住んでたんだ、分かるか？」（滅）
- (35) 「なあお信。一体こう云うことになると云うのは誰が悪いのだ？ そりゃ皆お上の役人共が間違っているからだ。俺は学問こそねえが人間てえものを知っているぞ。人間てえものを！な。人間てえものは、王様のことじゃねえや。將軍さまや役人共のことじゃねえや。(…）」（文）
- (36) 「確かに俺はチェリーボーイではないけど、これだけは安心してくれ。ハートはピュアなままだから」「誰が言ったんだ？」「俺自身が保証する！」何の根拠もない言葉だが、ここは息子を信じるしかなかった。（子）

以上の例は、全て、何らかの表現の対象となる「誰か」を問う質問の直後に動詞文が表れている。実際、問いの答えとして働いているのは動詞文の主語であり、(34)の「市長さ！」のように、(36)も「俺自身が保証する！」と言わず、「俺自身だ」と言うだけでも充分なはずである。つまり、これらの動詞文が表しているのは、措定文のように、主語が表す対象に関する性質や属性といったような情報ではないことを意味する。23)何らかの表現(先行文脈においては問い、下線の文においては述語)が表す対象が主語の表す対象であると指定しているのである。

22) しかし、以下のような会話はあっても不思議ではない。

「テディ、これ全部、誰が払うの？」 / 「心配しなくていいよ、僕は払わない。」

下線の文は、意味的に「(払うのは)僕ではない」という倒置指定文を否定している文と同じである。否定文を措定文と関係づけることができるかも知れない。

23) 先行するのが、問いではなく、対象であること。つまり、「主語について言えば、述語である」と言うのが「ハー単文基本型」であるとも考えることもできるだろう。

以上、指定文としての動詞文について見てきた。動詞文も名詞文と形容詞文と同じく文脈によって指定文として解釈されることがある。しかしながら、(形容詞文の場合を含め)動詞文が指定文として解釈されることが「倒置指定文」の成立を意味するわけではないはずである。本稿ではここまで形容詞文、動詞文と共に倒置指定文が成立することを前提に話を進めてきたが、事実を再確認する必要があると思われる。

2) 動詞文の「AがB」文に対応する「BはA」文

まず、名詞文において指定文と倒置指定文が同義であることと同じく、動詞文においても原文である「AがB」文と「BはA」文が同義であることを確認する必要がある。

(32) ' A : ね、先生のところには誰が行く?

B : 行くのは齋藤さんだ。

(33) ' これを見て、いつも変わらず節約家のローズは言った。

「テディ、これ全部、誰が払うの?」

「心配しなくていいよ、払うのは僕だ」

(34) ' 「じゃあ誰が住んでたの? 知らないんでしょ? 」

「市長さ!そこに住んでいたのは今の市長だ、分かるか? 」

(35) ' 「なあお信。一体こう云うことになると云うのは誰が悪いのだ? そりゃ皆間違っているのはお上の役人共だからだ。」

(36) ' 「誰が言ったんだ? 」 「保証するのは俺自身だ!」

以上は(32)~(36)の「AがB」を「BはA」に変えたものである。つまり、指定文の解釈を受ける動詞文を全て倒置指定文の形に変えたものである。前後の文脈において不自然なところはなく、同じ意味を表している。ただ、(36)'において少し違和感を感じると思われる。しかし、(36)はもともと、原文の述語が「言う」と「保証する」が交替していて、話し手の中で何らかの変換があったものと思われる。「言う」と「保証する」は、類似した意味で使われていると思われる。

- (37) a. まっさきにきいたのは仁太である。 (二)
 b. 仁太がまっさきにきいた。

上記の(37a)も動詞文の「倒置指定文」であると認めれば、原文は(37b)であろう。但し、西山(2003)は、上林(1988)と同じく、倒置指定文の中には、対応する「指定のコピュラ文」を持たないものもあると動詞文について述べている。²⁴⁾しかし、以下の(38)のような動詞もを三上(1972)は「指定」の原文として認めている。

- (38) a. 健太が優勝シタ
 b. 優勝シタのは健太ダ

西山(2003)のように動詞文から作られる「倒置指定文」を認めないのは多くの実例を見逃したためであろう。

名詞文はもちろんだが、形容詞文と動詞文もその文が何らかの問いに対して答えているような文であれば「指定」を表すことが可能である。また、それらの文から作られる「倒置指定文」相当の形の文も同じく質問の答えを表している。つまり、倒置指定文と指定文の対応は名詞文だけに限られることではない。もちろん、(32)' ~ (36)'に見られる通り、原文((32)~(36)、「AがB」文)の述語は主語になるためには形式名詞「~の」の助けを必要とする。しかし、上林(1988)は、以下の文は形から分裂文であって「指定の倒置」を表してはいないと述べる。²⁵⁾

- (39) あそこを歩いているのは日本人だ。 (上林(1988)、例(33))
 (40) 日本人があそこを歩いている。 (上林(1988)、例(34))

上林(1988)は、(39)を措定文と解釈している。しかし、上林(1988)の解釈は、述語である「日本人だ」が特定の対象ではなく、人の属性としての国籍を意味する表現であるこ

24) 「この問題を解いたのは太郎だ」

25) 上林(1988:63)。本文の(40)と(41)は上林(1988)の(33)と(34)から取っている。

とが原因であり、(39)のような文が全て指定文として解釈されることが原因ではない。(39)が指定文であれば、(40)とは掛け離れた意味を持つ文になるだろう。しかし、以下のような文であれば、指定を表すことも可能になる。

(41) あそこを歩いているのは昨日話した日本人だ。

(42) 昨日話した日本人があそこを歩いている。

そもそも、例文(40)の主語である日本人は特定の対象を指示している表現であるので、話し手はそれが「日本人」であることを知っていなければ不自然である。また、(40)は「あそこ」などの表現から、目の前にある状況を述べる文として解釈されるのが自然である。そうであった場合も主語である「日本人」が特定の対象を指示する表現として解釈されるために文脈から情報を補う必要は薄れる。このようなプロセスによって、(39)と違って(40)は「日本人」という表現を対象の国籍ではなく、(41)と(42)同様、対象を指示していると簡単に解釈されるのである。三上(1972)が(38)のような指定を認めているのは「健太」が対象を指示するのに十分な固有名詞であることとも関係していたのである。²⁶⁾

動詞文や形容詞文において、倒置指定文を作る際に、「～の」の付加といった変形が起るのは、それが主語の位置に表れるための「名詞化」にすぎない。名詞文「AがB」文から倒置指定文作ると、AとBが入れ替わるだけのように見える。しかし、実際は、述語の位置にあったBから「～だ」が消えて、「～は」が新たにくっついている。また、Aからも「～が」が消えて「～だ」がくっついている。²⁷⁾ 名詞文の指定文が倒置指定文を作りながら、助動詞「だ」を捨てて主語の位置に現れることと、形容詞文と動詞文が「～の」を伴って変形を起すことを完全に別のものであると考える必然はないだろう。ただ、名詞文を指定文として読むことが、形容詞文や動詞文を指定文として読むことより簡単であることは事実である。これは、名詞が「指示性」を持ちやすいことが関

26) 「健太」は固有名詞と考えることが一般的であると思われるが、「対象の名前が〇〇である」という属性を述べると考えることもできる。

27) 「AがBである」の指定文と「BであるのはAだ」の倒置指定文のペアのことも考慮すべきである。

連しているだろう。この問題に関しては、今後の課題にしたい。

Ⅲ. 指定文 と 選択指定

尾上(1973)は、「ガ・単文基本型」について以下のような説明をしている。

「ガ・単文基本形」の意味的な性格は、文的事態概念を表わしはするものの全体として事態概念の素材的表示にとどまるもの、言い換えれば体言一語の素材性にも等しいものと言わなければならない。

尾上(1973)によれば、文は、「文核」が「結文の枠」に包まれる形で十全な意味で文と呼べるものになるという。²⁸⁾「文核」は、尾上(1973)の言葉通り、「事態概念の素材的表示」²⁹⁾でしかない。ここでいう「文核」こそが「ガ・単文基本形」であり、その意味的内容は「事態概念の素材的表示」なのである。「ガ・単文基本形」が何らかの「結文の枠」に据えられることによって文を成すと分析しているのである。そして「結文の枠」を構成する要素に終助詞を含めて多くのものがあるが、助詞「は」もその一つであるとされる。

しかしながら、文をなしていないはずの、「ガ・単文基本形」が「結文の枠」無しに、そのまま表れている用法がある。尾上(1973)は、その一つとして、「選択指定」をあげている。本稿でも例示したが、「選択指定」の意味は、文ではなく文脈から与えられるものである。(24)と(26)の「目が赤い」の例が、「質問」の答えであるかそうでないかによってそれぞれ、(24)が指定を表し、(26)が指定を表さない事実がこれを証明する。

高橋(1997:37)も「AがB」文にも「措定文」として読める場合があるとみている

28) 尾上(1973:9)

29) 尾上(1973)によれば、「事態概念の素材的表示」である「文格」を「結文の枠」が包む形で「枠もち文」が成り立つことになる。前者が「ガ・単文基本形」であり、後者には「ハ・係り受け線」と「終助詞」などがある。

が、高橋(1997)の主張も「指定」の意味が文脈から与えられるものであることを証明する材料になる。上林(1988)や西山(2003)の「指定文」が文として働くのは、文脈において問いの答えを求めるかのような状況があつてのことである。

特定の文型(「AがB」文)を指定文であるという従来の見解は、「AがB」文が尾上(1973)のいう「選択指定」を求めるような文脈に置かれれば、つまり、質問の答えを要求する文脈であれば、「指定」を意味することになるのである。そう考えれば、倒置指定文について、質問と答えが一文になっているものであるとする上林(1988)や西山(2003)の指摘は、説得力を持つと思われる。指定の意味は、何らかの質問(或いは、述語の表す対象を探すような状況)無しでは表すことができないのである。

IV. おわりに

本稿は従来の研究において日本語の指定文と言われている「AがB」文について考察している。従来の研究において指定文と呼ばれてきたタイプの文が指定の意味を表すのは文脈によるものであることを確認した。この事実は「AがB」文が実は中立的な文であることと密接な関係にある。また、今までの研究は専ら名詞述語文に限定されてきていたが、形容詞文と動詞文を含む多くの「AがB」文が指定を求められる文脈において指定の意味を持つことを提示している。

「AがB」文が指定と措定の読みにおいて基本的に中立であるという本稿の考え方が正しいならば格助詞「が」のどのような性質が、そのような役割をなす原因になったのだろうかという疑問が残る。倒置指定文と指定文、また措定文はその文型が酷似しており、「は」と「が」の存在無しには説明が難しいと思われる。ただ、助詞「が」を伴う文が中立的な文であるとするならば、倒置指定文と措定文の解釈が「AがB」文に比べ制限されることは、「が」ではなく、「は」にその理由を問わねばならないと思われる。

今後は「が」と「は」の性質及び、本稿を書く過程において浮上したいくつかの問題点とヒントを頼りに研究を続けていきたいと思う。特に、多くの例で表れている指示詞と

指定の意味との関係、また、名詞文が指定の解釈を受けやすいことと名詞の品詞性の関係にも注目しなければならないと思われる。最後に、本稿の主張である文脈によって指定の意味を獲得するということは、そもそも「指定」の問題が談話の問題である可能性を意味する。今後は、より本格的な談話分析も必要になるとと思われる。

〈참고문헌〉

- 三上 章, 『現代語法序説—シンタクスの試み—』. くろしお出版, 1972. (『現代語法序説—シンタクスの試み』(1953)に付録を加えて発行)
- 上林洋二, 「措定と指定: ハとガの一面」. 修士論文, 筑波大学, 1984.
- 上林洋二, 「措定文と指定文: ハとガの一面」, 『文芸言語研究』言語篇14. 1988, pp.57-74.
- 尾上圭介, 「文核と結文の枠—「は」と「が」の用法をめぐって」, 『言語研究』63. 日本言語学会, 1973, pp.1-26.
- 尾上圭介, 「助詞『は』研究史に於ける意味と文法」, 『三十周年記念論集』. 神戸文学部, 1979, pp.365-386.
- 尾上圭介, 「主語と述語をめぐる文法」, 『朝倉日本語文法講座』6. 朝倉書店, 2004, pp.1-57.
- 西山佑司, 『日本語の名詞句の意味論と語用論—指示的名詞句と非指示的名詞句—』. ひつじ書房, 2003, pp.1-188.
- 野田尚史, 『「は」と「が」』. くろしお出版, 1996.
- 金田一春彦 他 編, 『日本語百科大事典』. 大修館書店, 1988.
- 高橋美奈子, 「措定文の一面:主格名詞句が「ガ」でマークされる措定文について」, 『現代日本語研究』4. 1997, pp.33-46.
- 砂川有里子, 『文法と談話の接点』. くろしお出版, 2005.
- 柴谷方良, 「助詞の意味と機能について—「は」と「が」を中心に—」, 『文法と意味の間』. くろしお出版, 1990, pp.281-301.

예문출처

- (二) 壺井 栄(1952) 『二十四の瞳』, 角川文庫.
- (エ) 筒井康隆(1977) 『エディプスの恋人』, 新潮文庫.
- (ひ) 内館牧子(1993) 『ひらりーNHK朝の連続テレビ小説脚本』, 講談社文庫.
- (竜) 浜たかや(1997) 『竜使いのキアス』, 偕成社.
- (ビ) カロリーヌ・リンク(1998) 『ビヨンド・サイレンス』, 平野卿子(訳), 集英社.
- (ワ) 「スアレス、世界最高はメッシと…」, 『ワールドサッカーキング』
(<http://www.soccer-king.jp/news/world/esp/20150722/333063.html>).
- (一) 岩永嘉弘(2004) 『一行力』, 草思社.
- (監) 二条 陸(2000) 『監獄女医』, 角川春樹事務所.
- (滅) アルカージイ・ストルガツキイ, ボリス・ストルガツキイ(1997) 『滅びの都』, 佐藤祥子(訳), 群像社.
- (文) 志村有弘 編(1999) 『怪奇・伝奇時代小説選集2』, 春陽堂書店.
- (子) 吉田尚子(2002) 『子離れ宣言』, 創拓社出版.

〈국문요약〉

일본어의 지정문과 도치지정문에 관한 고찰 —지정문의 확장—

윤우성

권승림

지금까지 일본어의 지정문(指定文)에 관한 연구는 명사술어문 「AがBだ」문에 한정되어 있었다. 본 연구는 일본어의 지정문의 범위를 확대하여, 형용사문과 동사문을 고찰의 대상으로 포함시킬 것을 주장하는 것이다. 먼저 명사술어문 「AがBだ」문이 지정문으로 해석되는 이유가 문형이 아니라 문맥에 있음을 밝히고, 문맥에 따라서는 각각의 문(文)을 조정문으로 해석하는 것이 자연스러운 경우가 있음을 제시했다. 이러한 사실에 비추어볼 때, 「AがBだ」문의 실체는 중립적인 문이라 할 수 있다.

본 연구는 위의 사실을 바탕으로 하여 형용사문과 동사문의 경우에도 지정문의 해석이 성립할 가능성이 있음을 밝혔다. 또, 형용사문과 동사문의 경우에도 명사문의 지정문과 마찬가지로 도치지정문(倒置指定文)이 성립할 가능성을 확인했다. 또한, 지정문이 실제로는 중립적인 의미를 지니고 있음에 반해 도치지정문은 그러한 중립적인 의미가 지정의 의미로 고정되는 경향을 보인다는 사실에도 주목하였다. 지정문과 도치지정문의 이러한 경향은 각각에 쓰인 조사 「ga(が)」와 「wa(は)」의 성질에 의한 것으로 짐작된다.

Key Words : 일본어, 지정문, 도치지정문, ga(が), wa(は)